

# デイサービス まごころ

指定認知症対応型通所介護  
(グループホーム共用型)

重要事項説明書

社会福祉法人 <sup>てる</sup> 央福社会

## 1. 運営の基本事項

### (1) 運営方針

本事業所が実施する認知症対応型通所介護は、要介護者であって認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ、利用者の認知症の症状の緩和や悪化の防止を図り、利用者がその有する能力に応じ尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の日常生活場面でのケアや介護その他必要な援助を行うものである。また、利用者の意見及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。どんなに心身の機能が衰え日常生活の全ての面において他者の手を借りるような状態にあったとしても利用者が“生活の主役”となるようその日々の暮らしを支えていきます。

### (2) サービスの提供に関する基本的な考え方

スタッフ一人ひとりが認知症高齢者の特性をしっかりと理解した上で、本人の人格を尊重しその人らしさを支えること、すなわち「尊厳の保持」が基本に置かれ、本人の不安や環境変化への対応の困難さにも配慮し、なじみの人間関係や家庭的な環境の下で高齢者が自分自身のペースでゆったりと安心して過ごすことができるケアを行ってまいります。

## 2. 概要

### (1) 法人概要

① 法人名	社会福祉法人 <sup>てる</sup> 央 福祉会
② 法人所在地	大阪府大阪市住吉区我孫子西1丁目2番15号
③ 代表者氏名	上田 幸生
④ 設立年月	平成11年1月22日
⑤ 同法人関連事業	特別養護老人ホーム ウェルネスあびこ ショートステイ ウェルネスあびこ デイサービスセンター ウェルネスあびこ ホームヘルプサービス ウェルネスあびこ ウェルネスあびこ 居宅介護支援事業所 小規模多機能ホーム かめやん家（生野区） グループホーム まごころ

## (2) 事業者概要

- ① 名称                        デイサービス まごころ
- ② 代表者氏名                上田 幸生
- ③ 管理者氏名                谷岡 宏和
- ④ 開設年月                  平成 24 年 3 月 1 日
- ⑤ 介護保険事業者番号      2792300085
- ⑥ 事業所の所在地          大阪府大阪市阿倍野区阪南町 2 丁目 16 番 7 号
- ⑦ 電話番号                  06-6623-0011

## 3. 利用定員

共用型認知症対応型通所介護事業所                                6名

## 4. 営業日及び営業時間

営業日                        月曜日～金曜日（土曜日、日曜日を除く祝日は営業）  
                                      但し、12月30日～1月3日までを除く

営業時間                      午前 9 時 30 分～午後 6 時 30 分

## 5. 職員体制

職種	人数	勤務体制	保有資格
管理者	1 名	常勤	介護福祉士、介護支援専門員、大阪市認知症介護実践リーダー研修修了者
介護従事者	19 名	常勤 11 名、非常勤 8 名	介護福祉士、認知症ケア専門士等

### (管理者の職務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている認知症対応型通所介護または介護予防認知症対応型通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。また、事業所に対する通所介護の利用申し込みに係る連絡・調整を行う。

### (介護従業者の職務)

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及びケア、支援を行う。

## 6. サービスの内容

### (1) 通所介護計画の作成

利用者の方の個別援助計画を立て、内容について契約者に対して説明し同意のもと交付し、それに基づき支援をいたします。

### (2) 食事

スタッフが利用者の方とともに、また、グループホームの入居者の方たちと共に食事を作り、共に食べる機会を提供します。

### (3) 入浴

入浴の提供及び介助が必要な利用者の方に対して洗身や洗髪等の介助を普通浴槽にて行います。

### (4) 送迎

ご自宅玄関と まごころ 間の送迎を致します。

### (5) 健康管理

服薬援助、バイタル測定などの健康管理を致します。

### (6) アクティビティ

グループホームの入居者と共に、家事活動やレクリエーション、行事などに参加いただく機会を提供します。

## 7. 利用料金

### (1) 介護保険対象金額 (5 時間以上 6 時間未満)

令和6年6月現在

要介護度	単位数	一部負担額 (1 割負担額)	一部負担額 (2 割負担額)	一部負担額 (3 割負担額)	食事代	計 / 1 日あたり (1 割負担額)	計 / 1 日あたり (2 割負担額)	計 / 1 日あたり (3 割負担額)
要支援 1	413	450 円	899 円	1,348 円	600 円	1,050 円	1,499 円	1,948 円
要支援 2	436	475 円	949 円	1,423 円	600 円	1,075 円	1,549 円	2,023 円
要介護 1	445	485 円	969 円	1,453 円	600 円	1,085 円	1,569 円	2,053 円
要介護 2	460	501 円	1,001 円	1,502 円	600 円	1,101 円	1,601 円	2,102 円
要介護 3	477	519 円	1,038 円	1,557 円	600 円	1,119 円	1,638 円	2,157 円
要介護 4	493	537 円	1,073 円	1,609 円	600 円	1,137 円	1,673 円	2,209 円
要介護 5	510	555 円	1,110 円	1,665 円	600 円	1,155 円	1,710 円	2,265 円

### (6 時間以上 7 時間未満)

要介護度	単位数	一部負担額 (1 割負担額)	一部負担額 (2 割負担額)	一部負担額 (3 割負担額)	食事代	計 / 1 日あたり (1 割負担額)	計 / 1 日あたり (2 割負担額)	計 / 1 日あたり (3 割負担額)
要支援 1	424	462 円	923 円	1,384 円	600 円	1,062 円	1,523 円	1,984 円
要支援 2	447	487 円	973 円	1,459 円	600 円	1,087 円	1,573 円	2,059 円
要介護 1	457	498 円	995 円	1,492 円	600 円	1,098 円	1,595 円	2,092 円
要介護 2	472	514 円	1,027 円	1,541 円	600 円	1,114 円	1,627 円	2,141 円
要介護 3	489	533 円	1,064 円	1,596 円	600 円	1,133 円	1,664 円	2,196 円
要介護 4	506	551 円	1,101 円	1,652 円	600 円	1,151 円	1,701 円	2,252 円
要介護 5	522	568 円	1,136 円	1,704 円	600 円	1,168 円	1,736 円	2,304 円

※小数を含む計算となるため、端数に若干の変動があることがあります。

※1 単位 10.88 円での計算。

#### ※入浴介助加算

入浴した日数分 40 単位 (1 割負担 44 円、2 割負担 87 円、3 割負担 131 円) が加算されます。

#### ※介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)

1 ヶ月のサービス単位数の合計に 17.4% を掛けた単位数が加算されます。

## ご利用料金の目安

介護度	利用頻度	1週間の料金	1ヶ月の料金

※小数を含む計算となるため、端数に若干の変動があることがあります。

※この料金計算は契約から半年間有効とします。介護度の変更や、介護保険法の改正による料金変更はこの限りではありません。

### (2) 介護保険対象外金額

- ①食事 600円（おやつ代を含む）
- ②個人消耗品（別費用が必要なレクリエーションやオムツ代等） 実費

### (3) 利用料金のお支払いについて

前記（1）、（2）の料金・費用はサービス利用月月末締めとし、翌月15日前後に請求書を郵送します。郵便口座よりサービス利用月の翌月20日に引き落としさせて頂くか、現金でのお支払いになります。領収証はお支払い確認後に発行いたします。

### (4) 利用料金の変更について

介護保険法の改正や新たに加算を算定、または変更により介護保険一部負担金が変わる場合や、介護保険一部負担金以外の料金においても経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更事由について変更を行う2ヶ月前までにご説明します。また、必要に応じて同意書をいただくことがあります。

## 8. 協力医療機関および福祉施設

協力医療機関名	医療法人 錦秀会 阪和記念病院 大阪市住吉区南住吉3-5-8 06-6696-5591
診療科目	内科・外科・整形外科・眼科・耳鼻科・泌尿器科・放射線科・産婦人科・小児科 等
協力歯科医療機関名	医療法人 福寿会 かねむら歯科医院 大阪市生野区巽北2-17-15 06-6752-8148
診療科目	歯科
協力福祉施設	特別養護老人ホーム ウェルネスあびこ 小規模多機能ホーム かめやん家

## 9. 秘密保持と個人情報について

- (1) 事業者及び同職員は、サービス提供をする上で知り得たご入居者及びそのご家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は入居者又はそのご家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において入居者又はそのご家族の個人情報を用いません。
- (3) 当事業所で撮影した写真は広報誌やホームページに掲載する場合があります。あらかじめご了承ください。また、どうしても外部に向けて公表されたくないご事情がある方は事前にご相談ください。

## 10. 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

11. 利用者に対する通所介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- また、当事業所が利用者に対して行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名      あいおいニッセイ同和損害保険

## 12. 身体拘束等について

- (1) 事業所は、当該利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) 前項の規定による身体拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができます。
- (3) 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録し、保存するものとします。
- (4) 事業所は、身体拘束の予防や防止、またはやむを得ず身体拘束を実施しなければいけない事案等に関する指針を定め、適正化委員会を定期的で開催します。
- (5) 従業者に対する身体拘束等の予防・防止を啓発・普及するための研修会等を定期的実施しています。

身体拘束に関する責任者      管理者      谷岡 宏和

## 13. 高齢者虐待防止について

虐待の防止について、事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者      管理者      谷岡 宏和

- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③苦情解決体制を整備しています。
- ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修会等を定期的実施しています。
- ⑤事業所は、虐待防止に関する指針を定め、虐待防止委員会を定期的で開催します。



#### 14. サービス提供の記録

- (1) 通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

#### 15. 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。（防火管理者 谷岡 宏和）
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。  
避難訓練実施時期：（予定 毎年4月 10月）

#### 16. ハラスメント対策について

事業者は、ハラスメント対策して定期的な研修等を実施し、職員教育をします。

##### 介護現場におけるハラスメントの定義

- 身体的暴力・・・身体的な力を使って危害を及ぼす行為。  
例) 物を投げつける、たたく、つねる、唾を吐く 等
- 精神的暴力・・・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為。  
例) 怒鳴る、威圧的な態度、文句を言い続ける、理不尽な要求する 等
- セクシャルハラスメント・・・意に沿わない性的な誘い掛け、好意的な態度の要求。  
例) 必要もなく手や腕、体を触る、卑猥な言葉を繰り返す、あからさまに性的な話をする 等
- その他・・・個人情報聞き出す、過剰なサービスを要求する、職員の写真や動画・録音を無断で撮影する、また無断でSNSに掲載する 等

利用者や家族、関係者からのハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、利用を中止・契約を解除とすることもあります。

認知症の症状による暴言や暴力行為、介護抵抗等に関しては全てにおいてハラスメントに該当する訳ではありませんが、認知症症状の特性等を理解した上で職員の安全に配慮した対応をさせていただきます。

## 17. サービス内容に関する苦情について

### (1) 苦情処理の体制

- ① 提供した指定認知症対応型通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ② 指定認知症対応型通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとします。
- ③ 本事業所は、提供した指定認知症対応型通所介護に関し、市町村が行う質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- ④ 本事業所は、提供した指定認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

### (2) 苦情申立の窓口

当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

担当者            管理者 谷岡 宏和  
電話番号：        06-6623-0011  
受付時間：        9：30～18：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大阪市阿倍野区役所 保健福祉課（介護保険）	所在地： 大阪市阿倍野区文の里1-1-40 電話番号： 06-6622-9859 受付時間： 9:00~17:00（土、日除く）
大阪市住吉区役所 保健福祉課（介護保険）	所在地： 大阪市住吉区南住吉3-15-55 電話番号： 06-6694-9859 受付時間： 9:00~17:00（土、日除く）
大阪市東住吉区役所 保健福祉課（介護保険）	所在地： 大阪市東住吉区東田辺1-13-4 電話番号： 06-4399-9859 受付時間： 9:00~17:00（土、日除く）
大阪市天王寺区役所 保健福祉課（介護保険）	所在地： 大阪市天王寺区真法院町20-33 電話番号： 06-6622-9859 受付時間： 9:00~17:00（土、日除く）
大阪府国民健康保険 団体連合会	所在地： 大阪市中央区常磐町1-3-8 電話番号： 06-6949-5309 受付時間： 9:00~17:00（土、日除く）
大阪市福祉局高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ）	所在地： 大阪市中央区船場中央3-1-7-331 電話番号： 06-6241-6317 受付時間： 9:00~17:30（土、日除く）

18. 高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の有無  
実施なし

令和            年            月            日

共用型認知症対応型通所介護サービスの利用に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人            <sup>てる</sup> 央 福祉会

デイサービス まごころ

代表者            上田 幸生            印

説明者            氏名 管理者 谷岡 宏和 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、共用型認知症対応型通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者 利用者 住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_ 印

家 族 住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_ 印（続柄 \_\_\_\_\_）